

平成30年9月

胎内市農業委員会

総会議事録

平成30年9月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 平成30年9月25日(火) 午後1時30分から午後1時53分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(13人)

会長：1番：花野 隆雄
委員：
委員：5番：森田 謙
委員：7番：南波 雅子
委員：9番：馬場 勝
委員：11番：川上 勝之
委員：13番：今井 輝子

会長代理：2番：水澤 正明
委員：4番：榎本 太
委員：6番：田村 信秀
委員：8番：緒形 文一
委員：10番：西奈美 公平
委員：12番：松村 智
委員：14番：阿部 実

農地利用最適化推進委員(8人)

委員：中条：志村 政美
委員：乙：小泉 正
委員：築地：白塚 幸二
委員：黒川：今井 明

委員：中条：佐藤 隆
委員：乙：安城 守英
委員：築地：小熊 威
委員：黒川：小野 金一

4 欠席委員(1人)

農業委員：3番：忠 貞夫

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：佐藤秀雄、主事：飯沼健太

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、平成 30 年 9 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は 14 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、4 番榎本太委員、5 番森田謙委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしてございますのは、8 月の総会以降の行事等の内容でございます。</p> <p>9 月 14 日、第 30 回常設審議委員会が JA 新潟ビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>9 月 18 日、9 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、3 班の委員の皆様にご案内いただき、案件を審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第 3、議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>この第 1 号議案は、本総会出席委員に関する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>初めに第 1 号議案の 1 番から 4 番を審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 1 号議案の 1 番から 4 番ご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページをお願いします。</p> <p>第 1 号議案の 1 番から 4 番は、年金受給のための使用貸借権の再設定が 1 件、経営の拡大のための売買が 3 件であります。</p> <p>1 番の案件は、年金受給のため、大出地内等の田畑について、親子間で 10 年間の使用貸借権の再設定をするものであります。</p> <p>2 番の案件は、経営の拡大のため、柴橋地内の田を売買するもので、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり約〇〇円であります。</p> <p>3 番の案件は、経営の拡大のため、山王地内の畑を売買するもので、売買価格は 10 a 当たり〇〇円、総額で約〇〇円であります。</p> <p>4 番の案件は、経営の拡大のため、山王地内の畑を売買するもので、売買価格は 10 a 当たり〇〇円、総額で約〇〇円であります。</p> <p>以上、第 1 号議案の 1 番から 4 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 1 号議案の 1 番から 4 番の事前審査結果について、12 番松村智事前審査委員長か</p>

	ら報告をお願いします。
12 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る 9 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、3 班の委員 4 名及び事務局 2 名で事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案の 1 番から 4 番は、年金受給のための使用貸借権の再設定が 1 件、経営の拡大のための売買が 3 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案の 1 番から 4 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案の 1 番から 4 番については、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は、挙手願います</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案の 1 番から 4 番については、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 1 号議案の 5 番を議題といたします。</p> <p>なお、本案件は〇〇でありますので、審議終了まで退室させていただきます。</p> <p>また、議事進行については、〇〇をお願いいたします。</p>
議長	<p>では、議長を交代します。</p> <p>それでは、第 1 号議案の 5 番を事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 1 号議案の 5 番をご説明いたします。</p> <p>この案件は、譲渡人が所有するすべての農地について、子供である譲受人へ一括贈与するものであります。</p> <p>第 1 号議案の 5 番については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	第 1 号議案の 5 番の事前審査結果について、12 番松村智事前審査委員長から報告を

	<p>お願いします。</p>
12 番	<p>それでは、ご報告いたします。 第 1 号議案の 5 番につきましては、譲渡人の要望による親子間の贈与であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案の 5 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。 ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 1 号議案の 5 番については、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は、挙手願います</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 それでは、ここで〇〇に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(〇〇・入室)</p>
議長	<p>第 1 号議案の 5 番については、許可することに決定いたしました。 それでは、ここで議長を交代させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議長交代)</p>
議長	<p>議長を交代します。 次に、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。 議案書 2 ページをお願いします。 個々の説明の前に、確認の意味も含めまして、少し説明させていただきます。 皆様、ご存じのとおり農業委員会法では「議事参与の制限」が定められており、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないこととされており、胎内市農業委員会では、総会の場から退室をお願い</p>

	<p>いしているところであります。</p> <p>このたびの第2号議案において、農地利用最適化推進委員の方の案件がありますが、この「議事参与の制限」が適用されるのは、議決権のある農業委員が対象となっておりますので、改めてご承知おきいただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、案件をご説明させていただきます。</p> <p>第2号議案は、作業所建設のための転用が1件、太陽光発電施設のための転用が1件、山砂採取に伴う一時転用の事業計画変更が2件の計4件であります。</p> <p>1番の案件は、都市計画用途地域内にある東本町地内の休耕畑において、譲受人が経営する事業の拡大に伴い、作業所を新築するための転用であります。</p> <p>なお、建築にあたっては、隣接する自己所有の宅地と一体的に利用するため、建築面積は333.00㎡となっております。</p> <p>土地売買価格は、総額〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>2番の案件は、第2種農地にある山王地内の畑において、太陽光発電施設を建設するための転用であり、施設概要は3段11列タイプが1台、16列タイプが1台、17列タイプが5台、全部で7台336枚のパネルを設置するものであります。</p> <p>土地売買価格は、総額〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>3番の案件は、2ページから5ページまでとなります。</p> <p>この案件は、平成30年7月に許可をした、築地地内の山砂利採取において、周辺農地への砂の飛散防止等を図るにあたり、山砂の仮置場が必要となったため、5,165㎡を追加して所要面積を27,072㎡とし、計画を変更するものであります。</p> <p>なお、4ページまでが当初計画区域、5ページが追加区域となっております。</p> <p>議案書6ページをお願いします。</p> <p>4番の案件は、平成29年10月に許可し、平成30年3月に一部事業計画を変更した、築地地内の山砂利採取において、冬期間の積雪に伴う作業中止期間が長くなったことなどの影響により、許可された期間内の完了が困難となったため、採取期間を1年間延長し平成31年10月18日までと計画を変更するものであります。</p> <p>なお、6ページが平成29年10月の許可、7ページが平成30年3月に許可された案件であります。</p> <p>第2号議案は、いずれの案件も書類による不備はなく、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしており、事前着工もありませんでした。</p> <p>8ページに案内図をお示ししてご致しますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、12番松村智事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
12番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案は、作業所建設のための転用が1件、太陽光発電施設のための転用が1件、山砂採取に伴う一時転用の事業計画変更が2件の計4件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、1番は、やむを得ないものとし、2番については、確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>以上で報告を終わります。</p> <p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第2号議案の1番2番及び4番については、県農業会議に諮問せずに許可し、3番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第2号議案の1番2番及び4番については、県農業会議に諮問せずに許可し、3番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>この第3号議案は所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第3号議案の所有権移転について、ご説明いたします。</p> <p>議案書9ページをお願いします。</p> <p>第3号議案の所有権移転は、1件であります。</p> <p>この案件は、八幡地内の田につきまして、譲渡人は長年県外に在住しており耕作もしておらず、今後も予定がないこと、また、不動産等を整理したいとの申し出があり、この度、近隣を耕作する方へ譲渡しすることになったものであります。</p> <p>譲受人は、耕作面積及び経営状況等も問題ありませんし、あっせん台帳に登録されている農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。</p> <p>売買価格につきましては、両者合意のうえ総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。</p> <p>第3号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>第3号議案の所有権移転のあっせん審査結果について、5番森田謙あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>

5 番	<p>第3号議案、所有権移転についてご報告いたします。</p> <p>去る8月21日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、長く胎内市に居住しておらず、今後も耕作する予定がないことと、不動産等の整理もしたいとのことでした。</p> <p>買い手は、耕作面積及び経営状況等も問題ありませんし、近隣農地を耕作しており効果的であります。あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格につきましては、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第3号議案の所有権移転の事前審査結果について、12番松村智事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
12 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の所有権移転につきましては、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>ご質疑ないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の所有権移転については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第3号議案の所有権移転については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案の利用権設定を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の利用権設定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書9ページの下段をお願いします。</p>

	<p>第3号議案の利用権設定は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが6件、労力不足により使用賃借権を新規に設定するものが1件、賃借権を新規に設定するものが1件、再設定するものが3件の計11件であります。</p> <p>1番から4番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、1番から3番が23,000円、4番が16,000円であります。</p> <p>議案書10ページをお願いします。</p> <p>5番及び6番は、中間管理事業により10年間から15年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、5番が16,000円、6番が18,000円であります。</p> <p>7番は、労力不足により3年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。</p> <p>8番から10番は、労力不足により認定農業者等へ、5年間の賃借権を新規又は再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、コシヒカリで8番が60kg、9番及び10番が90kgであります。</p> <p>議案書11ページをお願いします。</p> <p>11番は、労力不足により認定農業者へ、5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、コシヒカリ90kgであります。</p> <p>第3号議案の利用権設定は、いずれの案件も、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の事前審査結果について、12番松村智事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
12番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが6件、労力不足により使用賃借権を新規に設定するものが1件、賃借権を新規に設定するものが1件、再設定するものが3件の計11件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりで、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案の利用権設定については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>

議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第3号議案の利用権設定については、承認することに決定いたしました。</p> <p>以上で日程第3の第1号議案から第3号議案までの審議を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、平成30年9月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
----	---

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

平成30年9月25日

議 長

4 番

5 番
